

造船・船用工業分野育成就労協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、造船・船用工業分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、造船・船用工業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講ずることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 育成就労外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 育成就労実施者に対する法令遵守の啓発
- 四 育成就労実施者の倒産時等における育成就労外国人に対する転職支援（育成就労実施者が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号の把握・分析を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や、育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 造船・船用工業分野における生産性向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- 九 育成就労実施者に対する構成員であることの証明
- 十 育成就労外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新
- 十一 行動規範の策定・更新
- 十二 育成就労外国人及び育成就労実施者に対する、公租公課の納入に係る啓発
- 十三 転籍制限に係る待遇向上策の設定・周知
- 十四 その他前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識者
- 二 育成就労実施者（育成就労実施者となろうとする者を含む。）
- 三 造船・船用工業事業者団体

四 試験実施機関

五 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立された時以降は、外国人育成就労機構）

六 警察庁

七 出入国在留管理庁

八 外務省

九 厚生労働省

十 国土交通省

2 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

（構成員の遵守事項）

第5条 協議会の構成員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

一 育成就労外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。

二 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）その他関係法令を遵守すること。

三 他の機関に雇用されている特定技能外国人、育成就労外国人若しくは技能実習生に対する引き抜き又はその幫助を行わないこと。

四 育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請に従うこと。

五 第4条第1項第2号に掲げる者に係る加入手続き、受入れ状況報告、変更手続き及び退会手続きに係る申請又は報告の適切な実施を行うこと。

六 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること（育成就労実施者に限る。）。

七 協議会に対して必要な協力を行うこと。

八 国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行うこと（育成就労実施者に限る。）。

九 育成就労外国人に対し、必要な訓練又は研修を行うこと（育成就労実施者に限る。）。

十 協議会の定める行動規範を遵守すること。

（協議会の招集）

第6条 協議会は、必要に応じ、事務局が招集することにより、開催する。

2 前項の場合において、事務局は、構成員のうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 協議会は、事務局の判断により、書面による持ち回り等の簡易な方法による開催とすることができる。

4 協議会は、事務局が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(決議)

第7条 協議会は、第3条第7号に規定する自粛要請、第5条に規定する遵守事項に従わない構成員の退会その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。

2 前項の場合において、有効投票数は、招集された構成員の過半数でなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省海事局船舶産業課とする。

2 事務局は、協議会の事務運営のほか、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる者に係る加入手続き、受入れ状況報告、変更手続き及び退会手続き等に関する事務を行う。

3 前項に規定する加入手続き、受入れ状況報告、変更手続き及び退会手続き等は、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領（国海産751号 平成31年3月25日）に基づき実施する。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は事務局において定める。

2 協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、令和8年8月24日より施行する。